

庁内改革イニシアティブ・チーム設置要綱

(設置)

第1条 西宮市プロジェクト・チーム設置規則（昭和63年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、庁内改革イニシアティブ・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(設置の目的)

第2条 チームは、少子高齢化やデジタル化など社会環境の急激な変化が進むなか、本市が将来にわたって健全な組織運営と市民サービスを持続するための庁内横断かつ中長期的な庁内改革方針の検討を目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 チームは、庁内の業務改革、組織風土改革に関して必要な事務を所掌する。

(構成)

第4条 チームは、別表1の職員をもって構成する。

2 チームのリーダーは、デジタル推進部長兼政策局参与、サブリーダーは、デジタル推進課長とする。

(設置期間)

第5条 令和6年12月12日から目的を達成するまでとする。

(事務従事の形態)

第6条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表1のとおりとする。

(専決事項)

第7条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市処務規則（昭和55年西宮市規則第28号）の例による。

(所管副市長)

第8条 チームを所管する副市長は、次のとおりとする。

副市長 岩崎副市長

(庶務)

第9条 チームの庶務は、総務局デジタル推進部デジタル推進課が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

別表1（第4条、第6条関係）

区 分	所属及び役職名	氏 名	事務従事の形態
リーダー	総務局デジタル推進部 兼 政策局	部長 参与 江口 雄太	規則第4条第2号
サブリーダー	総務局デジタル推進部デジタル推進課	課 長 迫田 英之	同
チーム員	政策局政策総括室政策推進課	係 長 工藤 陽介	同
	政策局財政構造改善推進部財政構造改善推進課	係 長 錢田 広之	同
	総務局総務総括室総務課	主 査 福田 洋介	同
	総務局人事部人事課	係 長 橋本 健史	同
	同上	副主査 八馬 浩樹	同
	総務局デジタル推進部デジタル推進課	主 査 津下 卓己	同
	財務局財務総括室財政課	係 長 小林 彰	同